

第1章 環境報告の基礎情報

- ✓ 環境報告の基礎情報は「基本的要件」と「主な業績評価指標の推移」から構成されています。
- ✓ 「基本的要件」は、環境報告の前提条件となる報告対象組織の範囲、報告対象期間、環境報告にあたって適用した基準・ガイドライン等、環境報告の全体像（環境報告を複数の企業報告媒体や形式で行う場合のそれらの関係性）について説明する情報区分であり、「主な業績評価指標の推移」では、事業者の重要な環境課題に関する実績評価指標（KPI）の中から、特に重点的に取り組む環境課題の実績評価指標を2〜3指標抜粋して、それらを、財務指標と共に、経年的な趨勢がわかるように開示します。
- ✓ 「基本的要件」は、一般的な非財務報告媒体である環境報告書やサステナビリティ報告書等において、編集方針として記載されている情報です。
- ✓ 環境報告が有価証券報告書やサステナビリティ報告書等の一部に含まれている場合、それらの報告書全体についての「基本的要件」に相当する情報が開示されていれば、環境報告のパートであらためて「基本的要件」を記載する必要はありません。

1. 環境報告の基本的要件

【報告対象組織】

- ✓ 報告対象組織とは環境報告に含める組織の範囲のことです。これは、環境報告を行う事業者が企業集団の親会社である場合、その環境報告の中に企業集団のどの組織まで含めているのかを伝えるための情報です。
- ✓ 報告対象組織には原則として企業集団全体を含めます。そのため、環境報告を行う事業者（企業集団の親会社）は、自社以外に、企業集団を構成する全ての子会社を含めて、環境報告の報告対象組織とします。
- ✓ 企業集団に含まれる子会社の範囲は連結財務諸表を作成する場合の連結範囲に準じて決定します。この中に関連会社（持分法適用会社）まで含める必要はありません。
- ✓ 環境報告の報告対象組織と異なる範囲の報告対象組織を適用する記載事項がある場合は、まず環境報告全体の報告対象組織を明確にして、それと異なる報告対象組織を適用する記載事項ごとに、その旨と適用した報告対象組織の範囲を説明することが必要です。
- ✓ 前回の環境報告と報告対象組織の範囲が異なる場合は、その旨と範囲の違いについて説明し、経年での比較可能性に配慮することが望まれます。例えば、重要な環境課題について定量的な時系列データを開示している場合、経年的な比較可能性を確保するために、今年度の報告対象組織を過年度データにも遡及的に適用し、その算定し直した結果で時系列的なデータを提供することが望まれます。

開示例

- ・報告対象組織は当社および連結の範囲に含まれる全グループ会社（101社）です。なお、一部データは異なる報告対象組織で算定されていますが、その範囲はデータごとに説明しています。

【報告対象期間】

- ✓ 報告対象期間には環境報告の作成対象とした期間を記載します。タイムリーな情報を提供する観点から、環境報告は少なくとも年1回、定期的に行うことが重要であり、報告対象期間は財務報告の決算期間（事業年度や会計年度）と一致していることが望まれます。
- ✓ 環境報告には、報告対象期間後、環境報告時まで発生した重要な出来事についても、できる限り開示することが望まれます。新しい情報をタイムリーに提供することで、環境報告の有用性を高めることができます。
- ✓ なお、報告対象期間後、環境報告時まで発生した重要な出来事に関して定量データを報告する必要がある場合には、当該報告対象期間の集計には含めず報告し、翌年度の報告対象期間の集計に含めて報告します。

開示例

- ・報告対象期間は当社の事業年度と同じで、20XX年1月から20XX年12月の1年間です。
- ・なお、一部の情報には報告対象期間後に発生した重要な事項に関する情報が含まれています。

【基準・ガイドライン等】

- ✓ 基準・ガイドライン等には、環境報告にあたり事業者が適用した環境報告等に関する作成基準又は作成ガイドライン等の名称を記載します。
- ✓ 「適用した」というのは、その基準・ガイドライン等に準拠して環境報告を作成したという意味で、特定の基準・ガイドライン等を参照したもの、特に準拠したわけではない場合を含みません。既存の基準・ガイドライン等を参照するだけで、部分的にも適用していない場合は、その旨がわかるように、事業者が適用した作成指針を、「自社基準」等の適切な表記によって、記載します。
- ✓ 既存の基準・ガイドライン等の一部を適用した場合には、環境報告の利用者の誤解を招かないように、どの部分を適用したのかについて、具体的に説明することが必要です。

開示例

- ・この報告書は環境報告ガイドライン 2018年版を適用して作成しています。
- ・なお、一部データには〇〇〇基準を適用しており、その旨を当該データに付記しています。

【環境報告の全体像】

- ✓ 環境報告を複数の企業報告媒体（サステナビリティ報告書、CSR 報告書、有価証券報告書、統合報告書、アニュアルレポート等）や複数の公表形式（冊子、ウェブサイト等）で行う場合には、それらの全体像について、企業報告体系における相互関係がわかるように、図示する等の視覚的な方法を用いて、わかりやすく説明します。

開示例

